

金沢市子ども居場所づくり 総合支援事業について

金沢市子ども未来局
子育て支援課

事業の目的

全ての子どもが安心して自分らしく過ごすことができる子どもの居場所づくりを総合的に推進するため、本市において新たに子どもの居場所を開設する団体や既に子どもの居場所を運営している団体を支援する事業です。

身近な地域で、子どもが気軽に立ち寄ることができる「子どもの居場所」づくりを行うことで、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる体制づくりを目指しています。

<母子家庭等対策総合支援事業> 令和7年度概算要求額 197億円の内数 (163億円の内数)

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱える子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要**○地域子どもの生活支援強化事業** (補助基準額：最大8,502千円)

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、
こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
(補助基準額：3,070千円)

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】
(補助基準額：1,000千円)

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
(補助基準額：1,520千円)
②子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を
支援する事業（継続支援）(補助基準額：300千円)

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業 (補助基準額：2,912千円)

エ その他上記に類する事業

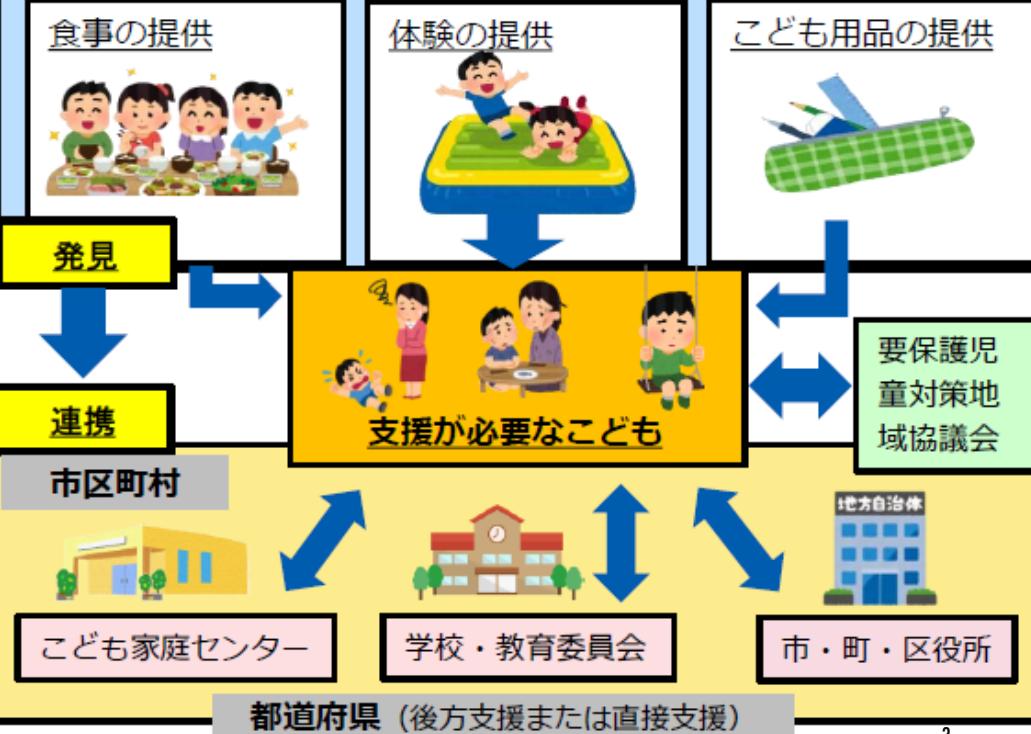
※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】 (補助基準額：2,563千円)

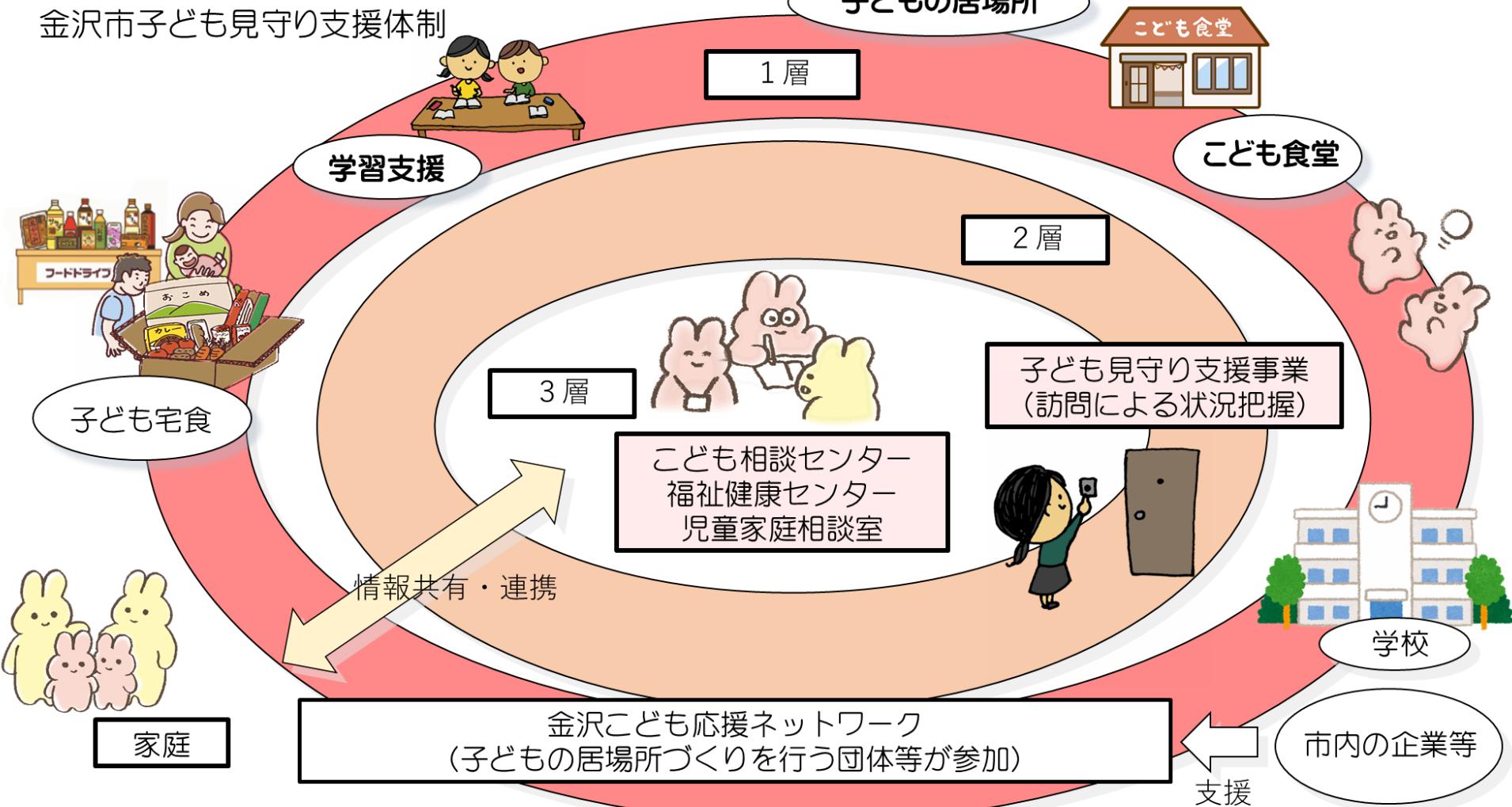
要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用



金沢市子ども見守り支援体制



支援が必要な子どもや家庭を発見した場合

何か支援が必要かも？と思った場合は
子育て支援課（児童家庭相談室）へ。

気になるご家庭があって
支援が必要かどうかわからない場合も
支援につなげられないか相談可能です。

- ・子どもソーシャルワーカー
 - ・母子・父子自立支援員
 - ・弁護士資格を持った職員
- が必要な支援につなぎます。



»» 詳しくはこちら <<

TEL 076-220-2422 FAX 076-220-2360

小・中学校区ごとの居場所設置状況 (※金沢こども応援ネットワーク参加団体)

まだ子どもの居場所がない地区（令和7年2月末時点）

中学校区内 の設置	中学区	小学校区	中学校区内 の設置	中学区	小学校区
×	内川	内川	○	浅野川	大浦、浅野川
×	医王山	医王山	○	西南部	押野、西南部
×	額	額、扇台の一部、四十万	○	兼六	田上、朝霧台
×	大徳	大徳、木曳野の一部	○	森本	花園、不動寺
×	清泉	三馬、米泉	○	紫錦台	南小立野
○	泉	中村町	○	城南	
○	野田	泉野	○	高尾台	伏見台
○	長田	長田町、西	○	金石	木曳野の一部
○	鳴和	森山町	○	緑	安原

子どもの居場所について

当事業における子どもの居場所とは、地域において食事の提供や学習の支援、多世代交流・体験活動等を通して、孤立や孤食を防止し、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる場所とします。

子ども食堂	無料又は低額で食事を提供する活動を定期的に行うことにより、子どもに地域で安心して過ごすことのできる居場所を提供する取組
学習支援活動	児童の学習支援を通じた居場所づくりを自主的に実施する取組
多世代交流・ 体験活動	子どもたちが学年の異なる児童・生徒や大人たちと一緒に遊び、様々な体験を通して交流、つながりを深める取組
相談支援活動	子ども・子育て相談等を通して子どもの異変や抱える問題について気づき、行政等の支援機関につなぐ取組

補助の対象となる団体

個人による活動は
対象外です

(1)～(7)の要件を全て満たす法人その他の団体

- (1) 子どもの居場所を1年以上継続して実施する意思及び能力を有すると認められること。
- (2) 市内に活動拠点を有し、団体又はその構成員において子どもの居場所づくりに関する活動実績があること（開設の場合を除く。）
- (3) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を目的とする団体でないこと
- (5) 活動内容が公序良俗に反しないこと
- (6) 金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員の統制の下にある団体でないこと
- (7) 本市の市税に滞納がないこと

補助の対象となる事業①

子ども食堂、学習支援活動、多世代交流・体験活動、相談支援活動等の子どもの居場所づくりに係る事業で、(1)～(9)に掲げる全ての要件を満たす事業

- (1) 相談機関、学校、放課後児童クラブ等との連携を図り、支援が必要な子ども又は家庭の把握に努めること。
 - (2) 支援が必要な子ども又は家庭を発見した場合に、本市や関係機関と連携して適切な対応を図ること。
 - (3) 金沢こども応援ネットワークに加入し、市の主催する会議や研修等への参加及び関係団体等と連携すること
- ※ただし、新規で事業を開始する場合は、事業を開始した年度の末までに金沢こども応援ネットワークに加入すること

(参考) 金沢こども応援ネットワーク

地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体等が交流を深め、情報の交換及び連携を図ることで、困難を抱える子どもや家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていく体制を構築するために形成されたネットワークです。

【活動内容】

- ・ 支援者同士のつながりづくり
- ・ 情報発信への協力
- ・ 定期的な情報交換会、研修会の実施
- ・ 支援企業とのマッチング

【参加団体数】 54団体（令和7年3月末時点）



情報交換会の様子

補助の対象となる事業②

スタッフは常に2名いる状態
責任者+スタッフ

- (4) 常駐できる責任者を配置し、当該責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制
- (5) 月1回以上かつ1回当たり2時間以上実施
(やむをえない事情がある場合を除く。)
- (6) 事故等に備えて傷害保険、損害保険等に加入
- (7) 運営にあたり食品衛生法、消防法等の関係法令を遵守
- (8) 営利を目的とした事業及び政治的活動又は宗教的活動を目的とした事業でないこと。ただし、食材等の実費相当額を徴収することは可
- (9) 利用者情報は、個人情報保護法等により適切に管理

(補足) 子どもの居場所について

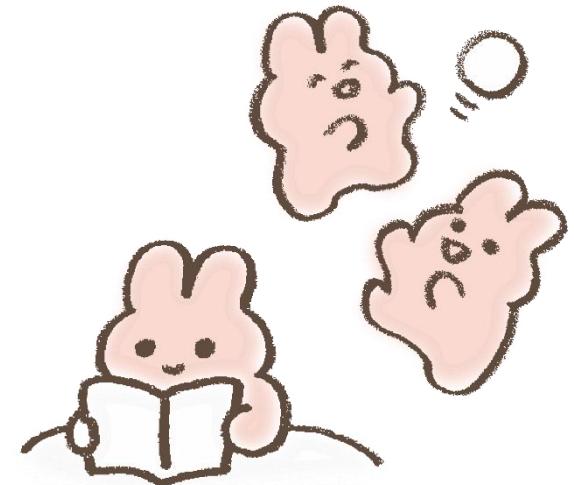
子どもが安心安全に過ごせる場所を小学校区に 1ヶ所

- ・子どもが一人で歩いて行ける場所
(校区外に行きにくい小・中学生がメインターゲット)

- ・子どもは原則無料で利用できる
- ・いつも同じ場所で開催

※やむを得ず会場を複数利用する必要がある場合は必ず

申請前にご相談ください。



補助対象期間

補助対象期間は、申請の翌月以降、同一年度内の活動を対象とします。
(4月1日付よりあとの申請は月割計算となります。)

※4月に居場所づくりを実施する団体で、4月中に申請書を提出した場合は、4月1日以後の活動を対象とします。
事前連絡の上、4月1日付で申請してください。

※申請時は、書類一式を揃えてご提出ください。
未提出の書類が複数ある場合は、書類が揃った日を申請日とする可能性があります。

補助内容

【新規開設等経費】

- ・ 購入しなくても開設できるものは運営費で
- ・ 開設前後早めの購入を

対象経費として計上できるのは、居場所開設に必要な常設のものを原則とし、団体で使用するもの（事務用パソコン、携帯電話等）は対象外です。

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
子ども食堂 学習支援活動	(1) 消耗品費 (2) 備品購入費 (3) 飲食店営業の許可に係る手数料及び食品衛生責任者講習会の受講に要する費用	3/4 以内	20万円
上記以外	(4) その他市長が必要と認めるもの。ただし、賃金、謝金、旅費、食材費等恒常に運営に要する経費を除く。	3/4 以内	10万円

補助対象経費の具体例（新規開設等経費）

	費目	子ども食堂等	学習支援	多世代交流・体験活動
新規開設等経費	(1) 消耗品費 (一品5万円未満)	食器（使い捨てでないもの）、鍋等の調理器具、炊飯器・ポット等の調理家電を含む。	開設に必要な教材、文具等	ジョイントマット、パーティション等
		(共通) テーブル、いす、看板、絵本・おもちゃ、消毒、救急セット等		
	(2) 備品購入費 (一品5万円以上) ※事前協議要	冷蔵庫、電子レンジ等	学習用タブレット等	活動を通して必要な備品
	(3) 飲食店営業の許可に係る手数料及び食品衛生責任者講習会の受講に要する費用については、食事を提供する事業を実施する団体のみ申請可			

※子ども食堂又は学習支援活動とそれ以外の活動を併せて実施する場合の取り扱い
補助限度額は20万円となるが、そのうち多世代交流・体験活動又は相談活動にかかる
補助限度額は10万円とする。（例）多世代交流用の物品で20万円分の補助は不可

補助内容 【運営費】

区分	補助対象経費	補助率	補助上限額
月1回	(1) 賃金（団体の恒常的な人件費を除く。） ただし、賃金の合計額は、対象経費の1/2以内。		10万円
月2回	(2) 報償費（諸謝金） (3) 旅費		20万円
月3回	(4) 需用費（光熱水費、消耗品費、燃料費、修繕料、印刷製本費。 食材費は子ども食堂に限り 、対象経費の1/4以内。月1回開催の場合のみ1/2以内。）	10/10	30万円
月4回			40万円
月5回 以上	(5) 役務費（郵送料、通信運搬費、保険料、広報費、手数料、筆耕料その他） (6) 使用料及び賃借料 (7) 備品購入費		50万円

補助対象経費の具体例（運営費）

	費目	子ども食堂等	学習支援	多世代交流・体験活動 相談支援
運営費	(1) 賃金	事業に係るアルバイトの給料等。団体の恒常的な人件費は除く。		
	(2) 報償費	ボランティア、講師等への謝金		
	(3) 旅費	ボランティア、講師等の交通費		
	(4) 需用費	食材費、使い捨て食器、手袋等	教材、文房具等	
		(共通) 水光熱費、消耗品費（一品5万円未満）、各種材料費、教材費、資料代、マスク、消毒等）、燃料費、光熱水費、修繕料、印刷製本費（チラシ印刷等）		

補助対象経費の具体例（運営費）

	費目	子ども食堂等	学習支援	多世代交流・体験活動 相談支援
運営費	(5) 役務費	食材の運搬費用 (共通) 郵送料、配送料、手数料、保険料（ボランティア保険等）、広報費、筆耕料、通信費、運搬費等	学習用タブレットの通信費	
	(6) 使用料及び賃借料	事業の実施に要する会場使用料、機器リース料、バス借上料、タクシーチケット、コピー使用料、施設入場料等		
	(7) 備品購入費 ※事前協議要	事業内容、活動スケジュール等を確認し、リース・レンタルより備品購入が適切な場合であって、本事業に直接資するもののみ認めます。事前に相談ください。		

食材費の上限額

子ども食堂を実施する団体のみ下記のとおり申請可能
(※子ども食堂を実施していない日の食材費は対象外)

開催回数	上限額 対象経費の1/4以内、月1回の場合は1/2以内
月1回	50,000円
月2回	50,000円
月3回	75,000円
月4回	100,000円
月5回以上	125,000円

補助内容 【夏季加算】 ※令和7年度（案）

小・中学校の夏季休業中に5回以上、通常の申請回数より増回して実施した場合は、運営費の補助限度額を4万円加算する。

（例）月1回で申請し、夏季休業中に月1回と別に5回以上実施。

補助限度額 10万円 + 夏季加算 4万円 = 14万円

	区分	補助限度額
夏季加算 (補助率10/10)	夏季休業中に5回以上増回	4万円

※運営費を申請している団体のみ申請可。夏季加算のみの申請はできません。

留意事項

- 本補助事業の対象経費と重複して、国、県又は市等の補助金の交付を受けることは認められません。
特に、他の国庫補助事業等を別に実施している場合は、運営（場所、時間、人員）、経理等に重複がないようご留意ください。
- 補助対象経費について、当該事業に係るものであると明確に判断できるもの以外は対象外となります。
- 開設経費に係る補助金の交付は、1団体につき1回限りです。
- 補助金額は1,000円未満切り捨てです。

運営費の上限額の例

(例) 月1回開催の場合で、7月に申請し、9月に事業開始した場合

(月1回上限額) $100,000\text{円} \times 7 / 12 \text{カ月} = 58,333.33\ldots$

→ **58,000円** (※1,000円未満切り捨て)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請		○	○	○	○	○	○	○



7か月分申請

交付申請

- (1) 申請の際には、申請書類一式を電子申請で申請してください。
- (2) 受付後に追加資料の提出及びメール等による記載内容の確認を行なうことがあります。申請書類の控えを必ず保管してください。
- (3) 申請書類は、金沢市ホームページよりダウンロードできます。
- (4) 補助金は、補助金額決定後に概算払で支払います。
交付申請時に資金計画書を提出してください。

【申請受付期間】

令和7年4月1日（火）～令和7年9月30日（火）

※令和7年度より、年度内に半年以上の実施期間が必要です。
ご注意ください。

交付申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業実施計画書（別紙1-1）
- ③ 補助事業の経費配分（別紙1-2）
- ④ 収支予算書（別紙2）
- ⑤ 資金計画書
- ⑥ 見積書（※提出を求める場合があります）
- ⑦ 同意書（滞納市税がないことの確認）
- ⑧ 会員名簿
- ⑨ 団体等の規則・会則又はこれらに準じるもの
- ⑩ 金沢こども応援ネットワーク参加申込書（※未加入の場合）

新規申請団体について

新規申請団体につきましては、事前に活動の目的、状況、運営体制等を現地確認します。申請前に活動が拝見可能な日をお知らせください。
また、団体又は団体代表者・スタッフの活動実績が分かる書類もご提出ください。

※**新規開設の場合も、申請団体が事業開設、継続実施が可能か等の聞き取り、現地調査を行った上で判断します**ので、交付決定は現地調査後になります。
事業実施に課題があった場合は、改善等をお願いする場合や補助が認められない場合があります。

※継続実施団体についても、順次、居場所の見学を実施予定です。

交付決定

- (1) 審査した結果を書面にて通知します。
- (2) 補助金額は、申請額よりも少なくなる場合があります。
- (3) 予算の範囲内での交付となります。
- (4) 審査結果に関わらず、申請書類は返却いたしません。

※補助金は、補助金額決定後に概算払で支払います。

(交付申請時に資金計画書の提出をお願いします。)

経費の支払方法について

- 補助事業にかかる経費の支払いは、出来る限り、
現金または銀行振込により行ってください。
- 割引券、ポイントで支払った経費は補助対象外となります。
- やむを得ない事情でクレジットカードで支払った場合、
法人名義以外のカードの場合は、領収書は個人名ではなく
団体名のものを提出ください。

(補足) 領収書について

申請団体名を正確に記入
「上様」、個人名は不可

〇〇こども食堂 様

領 収 書

補助対象期間内の日付

令和7年〇月△日

但し書きは、品名が分かるよう
に記入してください
「お品代」は不可
物品の場合は、購入した物が
分かる内訳が必要です。
× 食料品 1万円

¥ 3, 500 -
上記金額正に領収しました
但し、会場使用料として

〇〇〇会館 印
金沢市〇〇〇 1丁目 2—3

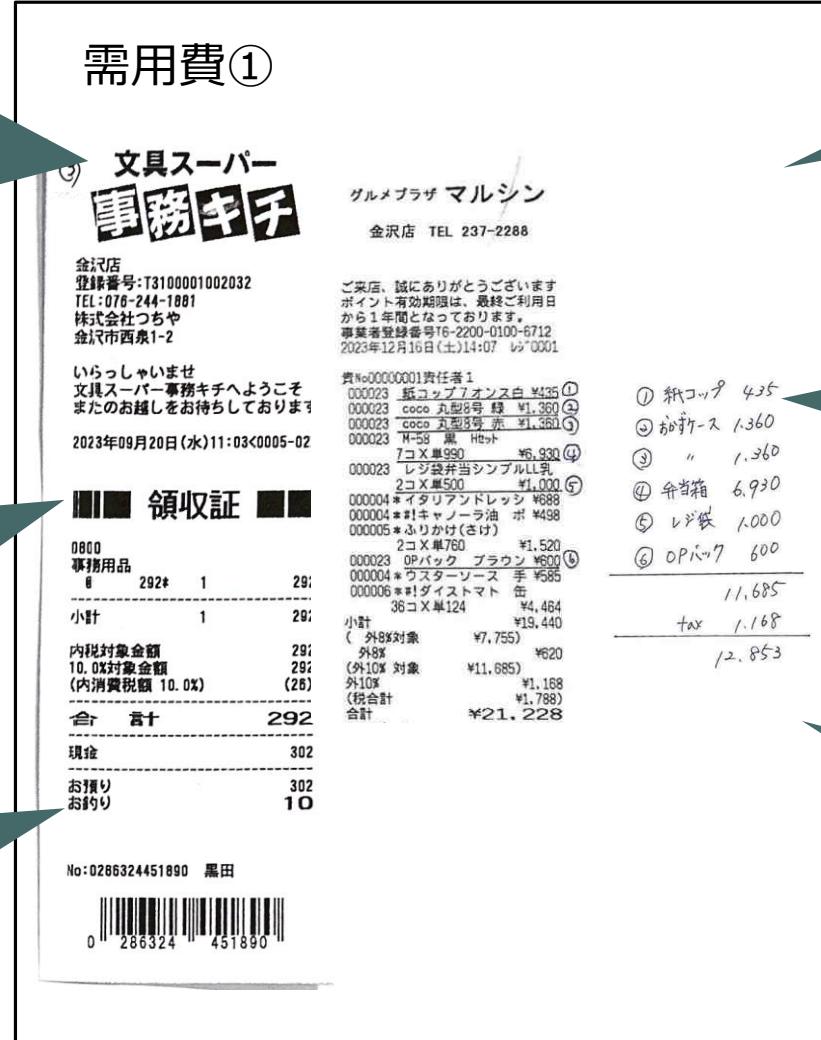
領収書原本は5年保管（令和13年3月末まで）

(補足) レシート提出の例

費目別にA4の紙に貼つて
いくとレシートを紛失せず、
収支決算書と見比べて
計算しやすい

会計は対象経費のみで行い、
対象外のものは別で行う
(費目もわけると分かりやすい)

品名が分かりにくいものは、
説明を補記



日付は交付決定日～
事業終了日までのもの

経費が混ざった場合は、
どれを計上したのか
分かるように書く
※私物は混ぜないで
ください

事業に直接関係のない
ものは認められないので
注意！

実績報告 ②決算

事業完了後 **15日以内（できる限り速やかに）** に
提出が必要です。

※書類がすぐに全て作成出来ない場合は、収支決算書、領収書等を
優先して提出いただければ金額等の確認を先に行います。
ご相談ください。

これらを確認し、補助の要件を満たさなかった場合は、補助金の返納が必要となります。また、補助金額が実際の支出額を超えた場合、超過額を返納していただきます。

実績報告に必要な書類

- ① 補助事業実績報告書（様式第4号）
- ② 補助事業の経費の配分（別紙1-1）
- ③ 収支決算書（別紙1-2）
- ④ 領収書（レシート可） ※決算見込提出分は省略可
- ⑤ 事業実施報告書（別紙2）
- ⑥ 活動内容に関する資料（写真やチラシ等）
- ⑦ 金沢こども応援ネットワーク参加申込書
(※新規に事業を行う団体の場合)
- ⑧ 保険加入が確認できる書類（④で確認ができない場合）

補助の要件について

下記の要件を満たさない場合は、補助金の返納が必要となります。

3. 団体の要件

補助対象となる団体

(1)～(7)

4. 事業の要件

補助対象となる事業

(1)～(9)

事業計画どおりに開催できなかった場合

1. 新規開設等経費の場合

- ・事業開始日から、**月1回かつ1回2時間以上**の開催が出来なかつた場合は、補助金のお支払いはできません。
- ・やむをえないご事情がある場合は、速やかにご連絡ください。その場合は、理由書に加えて、開催準備をしていたことが分かる書類の提出を依頼する予定ですが、やむを得ない事情だと認められない場合はお支払いができませんのでご留意ください。

事業計画どおりに開催できなかった場合

2. 運営費の場合

- ・1回2時間以上開催できた回数のみ換算
- ・8月事業開始の場合は、8/12をかけてください（1,000円未満端数切捨て）

【補助金上限額（4月から12か月分の場合）】

申請回数\実績	月1回未満	月1回実施	月2回実施	月3回実施	月4回実施	月5回実施
月1回	0円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
月2回	0円	100,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
月3回	0円	100,000円	200,000円	300,000円	300,000円	300,000円
月4回	0円	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	400,000円
月5回	0円	100,000円	200,000円	300,000円	400,000円	500,000円

事業実施状況の確認について

1. 実地調査

必要に応じて、居場所づくりの実施状況を確認するために訪問や活動状況の聞き取りを行います。ご協力をお願いいたします。

2. 中間報告

9月頃に実施状況について中間報告をお願いしています。

※申請前に、団体で実施する事業が補助金の目的に合っているか、事業が継続して実施できそうか、を今一度ご確認ください。また、交付決定後も、事業実施にあたって不安や行き詰まりがあった場合は、すぐに子育て支援課までご相談ください。

(参考) 石川県子ども食堂アドバイザー 派遣事業について

対象：子ども食堂をはじめたい団体

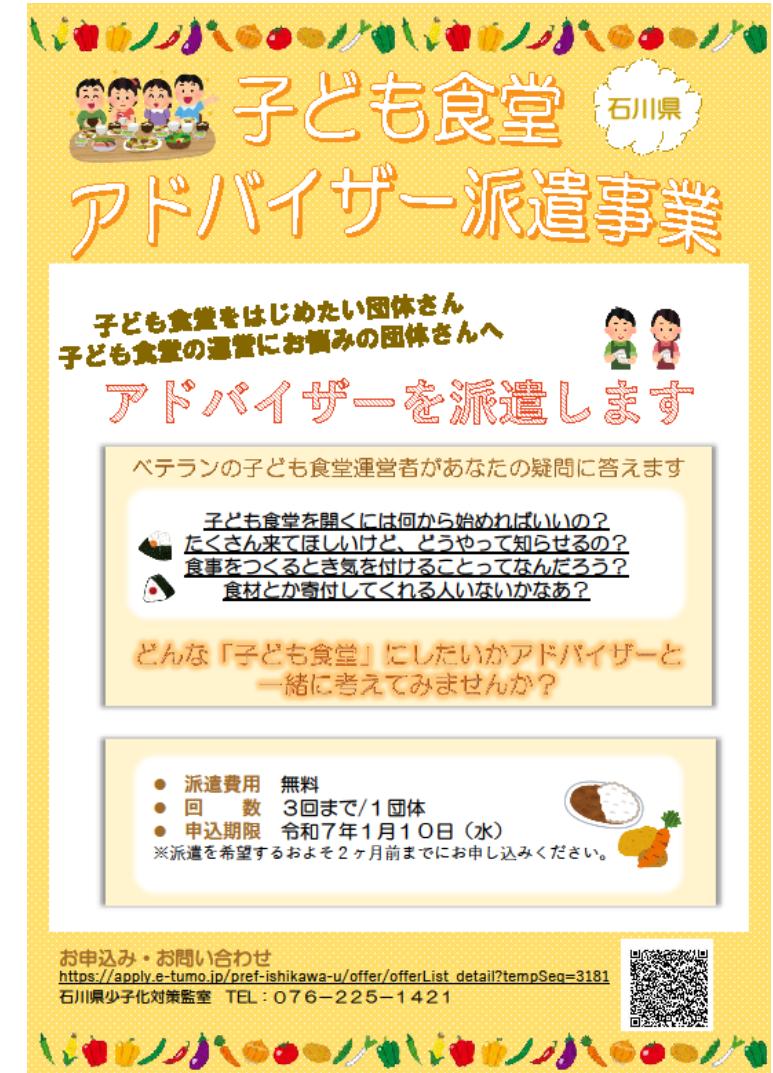
　　子ども食堂の運営に悩む団体

費用：無料

回数：3回まで／1団体

※令和7年度の募集については

石川県ホームページ等をご確認ください。



(参考) ひとり親家庭向け情報配信について

- 市公式LINEを利用して、ひとり親家庭向けに情報を発信。
- 毎週木曜日 15時
- 第4木曜日は金沢こども応援ネットワーク参加団体の子どもの居場所情報を市ホームページに掲載して案内。



さいごに

書類の書き方、提出方法や申請にあたって
ご不安なことや分からぬことがございましたら、
お気軽に 子育て支援課 子どもの居場所づくり担当
までご連絡ください。



子育て支援課

電話 076-220-2285

メール kosodate@city.kanazawa.lg.jp